

事業者 殿

一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部

## 自由研削砥石取替等業務特別教育（全課程）開催のご案内

労働安全衛生法では、事業者は「研削砥石の取替又は取替時の試運転の業務」（労働安全英英規則第36条第1号）に従事する労働者に対して安全に関する特別の教育を行わなければならないことが義務づけられています。

そこで、労働安全衛生法第59条並びに労働安全衛生規則第36条に基づき、標記教育を下記のとおり実施する運びとなりましたのでご案内致します。

当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますようお願いいたします。

## 記

- 開催日時 令和1年7月30日（火）8：00～15：00
- 開催場所 山口県立西部高等産業技術学校  
住所：下関市千鳥ヶ丘町21-3、TEL：083-248-3505
- 教育時間割

時間	科目	講時間
8:00～10:05	自由研削用研削盤、自由研削用砥石の取付工具等に関する知識	2時間
10:10～11:10	自由研削用砥石の取付方法	1時間
11:15～12:15	関係法令	1時間
13:00～15:00	自由研削用砥石の取付方法及び試運転の方法	2時間

- 受講料 会員 6,480円（税込）、非会員 8,640円（税込）
- テキスト代 「グラインダ安全必携」 1,296円（税込）
- 講習定員 40名（定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください）
- 受付開始日 令和1年6月3日（月）、受付時間 8:30～12:00、13:00～16:30、土日祝は除く。
- 申込方法 別紙申込書（受講票）に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代金を添えて協会支部までお申込みください。  
\*受講を中止・欠席された場合は、既納受講料は返金できません。
- 申込先 一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部  
住所 下関市大和町1-13-7 TEL 083-167-1313
- 注意事項 (1)受講者には修了証を交付致します。遅刻や早退等の場合には修了証をお渡しできません。毎日開講15分前までに受付を終了し、着席してお待ちください。  
(2)昼食時間は短いので、昼食は持参されることをお勧めします。  
(3)実技教育がありますので、ヘルメット・作業服・安全靴・手袋（軍足）を着用してください。  
(4)お車は所定の駐車場へ駐車してください。

自由研削砥石取替等業務特別教育(全課程)受講申込書

ふりがな								受講番号			
氏名								※			
正確な氏名をかい書で記入してください。								入会支部に○を付けてください			
生年月日		昭和 平成				年		月		日	
住所		(〒 - )									
勤務先	事業場名										
	事業場所在地	(〒 - )									
連絡先	氏名		所属部課		TEL		FAX				
上記のとおり受講料(会員:6,480円、非会員:8,640円)及びテキスト代(1,296円)計( )円を添えて申し込みます。											
令和 年 月 日											
(一社) 山口県労働基準協会 殿											

個人情報の保護について

ご記入いただいた個人情報は、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた教育の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

自由研削砥石取替等業務特別教育(全課程)受講票

ふりがな								受講番号			
氏名								※			
正確な氏名をかい書で記入してください。								会場			
生年月日		昭和 平成				年		月		日	
住所		(〒 - )									
事業場名											
出席確認印		備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ※以外の欄は申込者(本人)において記入してください。</li> <li>2. 所定の受講日を間違えた場合や遅刻・早退等で法定の時間の受講ができなかった場合等の際には修了証を交付できませんのでご注意ください。</li> <li>3. 講習開始時間の15分前までに、教室等で当日の受付を済ませて受講番号の席に着席し開講までお待ちください。</li> <li>4. 実技教育は、ヘルメット・作業服・安全靴・手袋(軍手)を準備してください。</li> </ol>								